

外来医療計画に係る共同利用計画、稼働状況報告について

1 共同利用計画について

(1) 概要

本県では、国が示すガイドラインに基づき、令和2年3月に外来医療計画を策定し、医療機器の設置状況、稼働状況、保有状況等の情報を提供するとともに、医療機器の効率的な活用に係る取組を推進することとしています。

この取組により、医療機関が対象医療機器を購入する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を策定し、所管の保健所へ提出していただく必要があります。本取り扱いは、令和3年4月1日から開始されており、令和6年9月（前回本委員会）以降、令和7年1月15日までに2医療機関から共同利用計画の提出がありました。

<対象医療機器>

CT、MRI、PET、放射線治療（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィー

<対象者>

上記対象医療機器を新たに設置（更新含む）する全ての病院、診療所（歯科を除く）

2 稼働状況報告について

(1) 概要

愛知県外来医療計画（令和6年3月改定）において、地域の医療資源を可視化する観点から、対象医療機器の稼働状況について、毎年度県への報告を求めることとしています。また、所管保健所は、対象医療機器を新規購入した医療機関に対して、毎年度、医療機器の稼働状況について、稼働状況報告書の提出を求めることとされています。なお、外来機能報告対象医療機関は、外来機能報告による報告を以て当該利用件数の報告に替えることができるものとしています。

外来機能報告対象医療機関より1件の外来機能報告、外来機能報告対象外医療機関より2件の稼働状況報告書の提出がありました。

<対象医療機器>

C T、MR I、P E T、放射線治療（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィー

<報告対象者>

令和5年4月1日以降に上記、対象医療機器を新たに設置（更新含む）する全ての病院、診療所